

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成22年9月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
株式会社エィワン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町 東園631-1	東伯郡北栄町東園字 天神北 593 外 2 筆 (6,298.7平方メートル)	砂 (21,627.8立方メートル)	平成22年7月 28日から平成 23年7月27日	平成22年7月 28日